

## 新型コロナ対策サポーターズ登録事業実施要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている市民や事業者に対し、支援サービスを提供する団体又は個人（以下「団体等」という）を、市が新型コロナ対策サポーター（以下「サポーター」という）として登録・公表することにより、官民連携による支援体制を構築することを目的とする。

### (サポーターの要件)

第2条 サポーターの対象となる団体等は、次の第1号及び第2号の要件をみたさなければならない。

(1) 団体等に関する次の要件の全てに該当すること。

ア 個人にあつては住所、団体にあつては事務所・事業所等を市内に有すること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制を受けない団体等であること。

エ 消費者金融・ギャンブルに係る団体等でないこと。

オ 役員及び従業員等が、暴力団員等の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関係を有せず、及び反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていない団体等であること。

カ 法律に定めのない医療類似行為に係る団体等でないこと。

キ 労働基準法を始めとする労働関係法令を遵守しない団体等でないこと。

ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体等でないこと。

ケ その他サポーターとして適当でないと市長が認める団体等でないこと。

(2) 支援サービスに関する次の要件の全てに該当すること。

ア 新型コロナウイルス感染症により困難に直面している市民や事業者を支援することを目的として実施する支援サービスであり、市政の推進に資するものであること。

イ 原則として、無償で提供する支援サービスであること。

ウ 法令等又は公序良俗に反するおそれのある支援サービスではないこと。

エ 特定の営利事業に対して便宜を図るおそれがなく、また、団体等の営利を目的とした支援サービスではないこと。

オ その他、目的、内容等が不適切な支援サービスではないこと。

### (登録方法)

第3条 団体等がサポーターの登録を受けようとする場合は、市長に支援内容や条件を示した「宣言書」（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、宣言書の内容を確認のうえ、適当と認められる場合は、本市のホームページ等でその内容を公表する。この場合において、当該ホームページの公表期間は、宣言書に記載されている期間とする。

(実施方法)

第4条 サポーターは、宣言書の内容に基づき、新型コロナウイルス感染症により困難に直面している市民や事業者等の支援を行うものとし、支援希望者はサポーターに直接、依頼し、支援サービスを受けるものとする。

(宣言書の変更・取り下げ)

第5条 団体等は、次の各号のいずれかに該当する場合、市長に「宣言書変更（取下）届」（様式第2号）を提出しなければならない。

- (1) 団体等の名称を変更する場合
- (2) 支援内容（サービス、対象者、条件等、期間など）を変更する場合
- (3) 宣言を取り下げる場合

2 市長は、変更届が提出された場合、本市のホームページ等での公表内容を変更するなど、必要な措置を講じるものとする。

(登録の取消)

第6条 市長は、サポーターの登録を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 宣言書等に虚偽の内容が含まれていたことが明らかとなった場合
- (2) 団体等が第2条に規定する要件をみたさなくなった場合
- (3) 第5条第1項の宣言書取下届が提出された場合
- (4) その他、団体等がサポーターとして不相当であると認められる場合

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。